

産業競争力強化法に基づく認定市区町村での創業に対する重点的支援について

◎創業・第二創業促進補助金

産業競争力強化法における創業支援事業計画の認定を受けた市区町村にて、創業する者に対しては、下記内容にて重点的に支援を行います。

○平成26年度補正予算創業・第二創業促進補助金

- ①産業競争力強化法に基づく認定市区町村で創業する場合
 - ②創業予定の認定市区町村又は当該認定市区町村の認定連携創業支援事業者の支援を受けた(又は現に受けている)場合
 - ③創業予定の認定市区町村で行なわれる認定特定創業支援事業を受けた場合
- 上記①～③についてはそれぞれ加点を行います。

※認定市区町村は、第4回認定(平成27年2月27日)時点で認定を受けている市区町村が対象となります。

○平成27年度予算創業・第二創業促進補助金

- 産業競争力強化法に基づく認定市区町村での創業のみが、補助金申請の対象となります。
- ①創業予定の認定市区町村又は当該認定市区町村の認定連携創業支援事業者の支援を受けた(又は受けている)場合
 - ②創業予定の認定市区町村で行なわれる認定特定創業支援事業を受けた場合には、それぞれ加点を行います。
- 上記①～②についてはそれぞれ加点を行います。

※認定市区町村は、平成27年3月27日までに創業支援事業計画の素案を提出した市区町村までを含むこととします。ただし、提出された素案が認定(平成27年5月中下旬予定)されなかった場合は、採択の対象とはなりません。

■創業・第二創業促進補助金事務局はこちら↓↓↓

□URL: <http://sogyo-hojo.jp>